

環境政策課契約業者等選定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 環境政策課所管の業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るため、環境政策課に環境政策課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、業務の発注に際し、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、各グループリーダーの内申に基づいて行う。

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 環境政策課長

副委員長 環境政策課調整幹

委 員 環境政策課副課長、環境政策課主幹（総務経理担当を所掌する主幹）

2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(召 集)

第4条 委員会は、必要があるときに委員長が召集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(決 定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、環境部環境政策課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日か

ら5年間とする。

3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境政策課総務経理担当に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から実施する。